

【資料 2】

リハ医学会第 97 号
平成 17 年 11 月 7 日

日本整形外科学会
理事長 越智 隆弘 様

日本臨床整形外科医会
理事長 角南 義文 様

日本運動器リハビリテーション学会
理事長 岩谷 力 様

日本リハビリテーション医学会
理事長 江藤 文夫

抗議文

平成 17 (2005) 年 10 月 15 日発行の「日整会広報室ニュース第 63 号：運動器リハビリテーション研修制度について」の記事によれば、「・・・運動期疾患の治療に携わる医師の技量を高めて社会の要請に応えるために、日本整形外科学会と日本リハビリテーション医学会のどちらからもアクセスできる研修制度を、日本運動器リハビリテーション学会が整備することとし、前述の 4 学会代表者の間で基本的合意に達した。」とあります。しかし、日本整形外科学会と運動器リハビリテーションに関する研修会について話をいたしました。当医学会としてはこのような運動器リハビリテーション学会の研修制度に合意した覚えはなく、この内容は事実無根であるといわざるを得ません。

また、いまだ決まってもいない診療報酬の枠組みを、「おりしも診療報酬点数におけるリハビリテーションが疾患、重症度を組み込んだ枠組みに替えられる情勢にあり、運動器リハビリテーションが高度な専門性を確立する時期に達しているものと考えられる。」と、あたかもこのような枠組みが既成事実であるかのように表現しています。そのうえで、「日本運動器リハビリテーション学会では、同学会会員である日本整形外科学会認定整形外科専門医または日本リハビリテーション医学会認定専門医に対する所定の研修が計画されている。」「受講には日本運動器リハビリテーション学会入会が必要で、・・・」と、来年度の診療報酬の改訂にからめ、新たな枠組みで診療を継続するには一定の研修を受ける必要があり、そのためには運動器リハビリテーション学会へ入会することが条件であると、あきらかに運動器リハビリテーション学会への利益誘導を図る内容となっています。

貴学会が広報室ニュースで、このような事実無根の一部団体への利益誘導を図る記事を掲載されたことは、当医学会が貴学会とは特別な友好関係にあるだけに、多くの会員に誤解と不信を抱かせ、組織運営において混乱と多大な迷惑を被る結果となりました。この事実は「利益誘導」の意図性があるだけに決して軽いものではなく、ここに遺憾の意を表するとともに、貴学会としての速やかな対処を願うものであります。